明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

（管理課の所掌事務）

第七十三条　管理課は、第六十七条第二項第一号、第二号、第三号及び第四号（機械施設の工事に関するものに限る。）並びに同条第三項第一号及び第二号から第四号までに掲げる事務並びに第六十九条第一項各号及び第二項各号に掲げる事務をつかさどる。

２　（略）

３　徳島空港事務所の管理課は、第一項に規定するもののほか、航空保安無線施設の設置及び管理の監督に関する事務をつかさどる。

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（管理課の所掌事務）

第七十三条　管理課は、第六十七条第二項第一号、第二号、第三号（航空衛星センターの所掌に属するものを除く。）及び第四号（機械施設の工事に関するもの（航空衛星センターの所掌に属するものを除く。）に限る。）並びに同条第三項第一号（航空衛星センターの所掌に属するものを除く。）及び第二号から第四号までに掲げる事務並びに第六十九条第一項各号及び第二項各号に掲げる事務をつかさどる。

２　（略）

３　徳島空港事務所の管理課は、第一項に規定するもののほか、航空保安無線施設の設置及び管理の監督に関する事務をつかさどる。

第五節　削除

第八十六条から第八十八条まで　削除

第六節　航空衛星センター

（名称及び位置）

第八十九条　航空衛星センターの名称及び位置は、別表第六のとおりとする。

（管轄区域）

第九十条　航空衛星センターの管轄区域は、地方航空局長が定める。

（所掌事務）

第九十一条　航空衛星センターは、地方航空局の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一　人工衛星を利用した航空保安用電気通信施設（以下「航空衛星システム施設」という。）に関する工事、運用及び保守に関すること。

二　航空衛星センターの所掌事務を遂行するために使用する建築施設及び機械施設に関する工事及び保守に関すること。

三　航空衛星センターの所掌事務を遂行するために使用する電気施設（航空衛星システム施設を除く。）に関する工事、運用及び保守に関すること。

（航空衛星運用官）

第九十二条　航空衛星センターに、航空衛星運用官を置く。

２　航空衛星運用官は、航空衛星システム施設に関する工事、運用及び保守に関する事務をつかさどる。

３　航空衛星運用官のうちから国土交通大臣が指名する者を先任航空衛星運用官とする。

４　先任航空衛星運用官は、航空衛星運用官の所掌に属する事務を管理する。

５　第三項に規定するもののほか、航空衛星運用官のうちから国土交通大臣が指名する者を次席航空衛星運用官とする。

６　次席航空衛星運用官は、航空衛星運用官の所掌に属する事務の管理に関し、先任航空衛星運用官を補佐する。